

小林市観光推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、小林市観光推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会運営理念のもと小林市における地域資源を生かした国内外に対する観光振興及び物産販売振興を通じ、市内に仕事を創出し市民の所得を増やすことで市民の暮らしや文化の維持・向上を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) 重要方針の策定及び改廃
- (2) 重要方針に基づく事業計画の推進状況及び効果に関する事項
- (3) 重要方針に基づく関係団体、事業者等との連携、情報共有及び支援に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる団体・法人（以下「構成機関」という）の長、又はその長が指名する者（ただし、当該構成機関に属する者）をもって充てる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長、副会長ともに事故があるとき、又はこれらの者がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。会議は、年1回以上開催するものとし、第3条1項のほか、次の各号について決定する

ものとする。

- (1) 規約の改廃
 - (2) 役員を選任
 - (3) その他、会長が必要と認める事項
- 2 会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができない場合において、会長が認めるときは、代理人による出席、又は書面による委任をもって出席に代えることができるものとする。
 - 5 会長は、必要に応じて第8条に掲げる部会員など、協議会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の特例)

第7条 会長は、会議を招集する時間的余裕がない場合又は議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。この場合においては、前条第2項及び3項の規定を準用する。

(部会)

第8条 協議会は、その傘下組織として第2条に掲げる目的の推進や実践を図る組織として部会を設置でき、会議にてその設置を決定するものとする。

- 2 部会は、個別具体的事項にかかわらず分野別・地区別に第2条に掲げる目的の推進や実践を図れるものにて構成するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて部会にその活動について協議会にて報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会事務局は、「小林まちづくり株式会社」とし、第2条に掲げる目的及び第3条に掲げる協議事項の実効性を確保するために、次の各号に掲げる事業及び庶務を担う。

- (1) マーケティング事業
 - (2) 企画立案及び関係者連絡調整に関する事業
 - (3) プロモーションに関する事業
 - (4) 情報発信に関する事業
 - (5) 関係者の人材育成事業
 - (6) 外部からの提案受付事業
 - (7) その他、必要な事業
- 2 事務局は協議会規約に従い会計の一切を運用し、適宜適切に処理しなければならない。
 - 3 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
 - 4 事務局は、事業年度終了後速やかに事業報告を協議会会長に提出し、協議会に報告するものとする。

(解散)

第10条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が定め、協議会にて報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年4月17日から施行する。

別表 (第4条関係)

小林市
小林市観光協会
こばやし農業協同組合
小林商工会議所
小林まちづくり株式会社
すき商工会
野尻町商工会
宮崎銀行